

山形県若者定着奨学金返還支援事業 【地方創生枠】募集のお知らせ

平成29年度 大学等在学者・進学予定者対象

山形県における将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進するため、県と県内市町村が連携して、奨学金の返還を支援します。

募集人数：100名

募集期間：平成29年1月20日(金)～2月20日(月)17時(必着)

申請先：大学等を卒業後に居住予定の市町村

※このリーフレットは事業の内容や募集条件の概要を記載したものです。
応募にあたっては、必ず募集要項で詳細をご確認ください。

1 募集対象者

次の各号の全てに該当する方

- ① 山形県内に居住し県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を今年度卒業見込みの方、又は卒業した方
- ② 県内外の大学、大学院修士課程、高等専門学校(第4学年以上)、県内の短期大学又は専修学校専門課程(以下「大学等」という。)に
来年度進学予定又は在学する方
- ③ 日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)の貸与を希望する方
又は貸与を受けている方
- ④ 大学等を卒業後6か月以内に、山形県内に居住かつ就業し、そ
の後3年間継続する見込みの方
- ⑤ 次の対象産業分野への就業を希望する方。公務員は対象外です。
ア 商工分野 イ 農林水産分野 ウ 建設分野
エ 医療・福祉分野(医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く。)
オ その他

2 助成金額

奨学金の返還残高又は助成候補者の認定を受けた年度の翌年度以降に奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額のいずれか低い額を上限として支援します。

(例) 4年制大学卒業の場合：26,000円×48か月＝1,248,000円が支援額の上限

※申請した市町村と実際に居住した市町村が異なる場合は、助成金額が
1/2に減額されます。

3 応募方法

次の書類を、標記の募集期間内に大学等を卒業後に居住を希望する市町村へ提出してください。様式は、山形県のホームページに掲載しています。

- ① 山形県若者定着奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書
- ② 成績証明書（大学等に在学中の方は大学等の成績証明書、これから大学等に進学予定の方は高校の成績証明書）
- ③ 家計支持者の所得に関する証明書（平成28年分の源泉徴収票、取得可能な直近年の所得証明書等）の写し
- ④ 予約採用決定通知書、奨学金貸与証明書又は奨学生証の写し（予約採用者又は既に奨学金の貸与を受けている方の場合）

4 助成候補者の認定

審査結果は、平成29年3月末までに文書で通知します。

（審査方法は、市町村により異なります。）

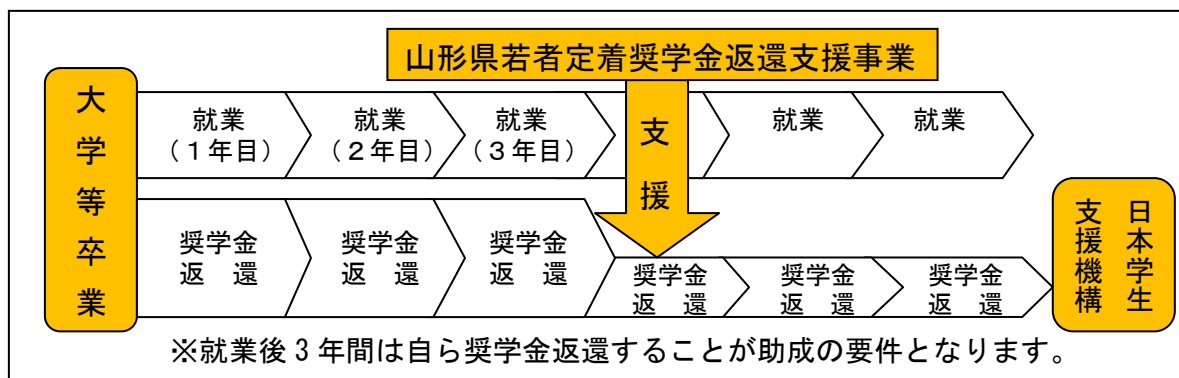
助成候補者に認定された方は、学力や家計等の基準を満たす場合、日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）の優先貸与を受けることができます。

※日本学生支援機構への申込手続は別途必要です。

5 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、6か月以内に県内に居住、かつ対象産業分野へ3年間就業した場合に助成します。

助成金は、山形県が日本学生支援機構に対し、繰上返還金として支払います。本人にはお支払いいたしません。



6 問合せ先

詳しくは、県又は居住を希望する市町村までお問い合わせください。

【県担当窓口】 ※申請書類の提出先ではありませんのでご注意ください。

商工労働観光部 産業政策課 地域産業振興室 電話 023-630-2691

【山形県ホームページ】

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110001/syogakukinhenkansien.html>

